



BHA ニュースレター vol.5 2025.3.21

発行: さっぽろ犯罪被害者等援助センター

当 NPO 法人の令和 6 年度の活動・事業に対し、会員・関係者の皆様のご協力・ご支援に深く感謝申し上げます。お陰様で 4 月より無事新しい年度を迎えることができます。

設立 3 年目を迎えた本年は、犯罪被害者の援助に関する講座やシンポジウムの開催を中心に着実に活動を広げました。とりわけ、医療観察法の被害者に対する知る権利の保障を求める取り組みは、警察庁へのパブリックコメントや法務大臣への要望書提出等により、「第 5 次犯罪被害者等基本計画」策定に包括的な検討がなされる見通しです。

迎える 4 月以降の新年度についても、引き続き温かいご支援をお願い申し上げます。

* 詳しくは、裏面の「正会員・賛助会員年会費納入のお願い」をご覧ください。

警察庁が「犯罪被害者等基本計画」策定の検討を推進！

法務省は来年 4 月の「第 5 次犯罪被害者等基本計画」の施行に向けて、年明けから警察庁の専門検討委員会で本格的な検討に入りました。1 月 31 日の第 46 回の専門委員会では、当法人もパブリックコメントを提出した現行の「第 4 次基本計画」に対する評価と、「第 5 次基本計画」策定に向けた論点が検討されました。その中で参加した委員から、「医療観察法」における被害者の支援に関する意見が出され、論点として包括的に検討することが確認されました。このことは、これまでの被害者に対する対象者の情報提供についての運用改善から、法改訂へ一歩進める可能性を示すものとして注目されます。

今後は、3 月～5 月に「基本計画論点」を検討、6 月～9 月に「基本計画素案」を策定し、10 月に「基本計画案」を決定し、11 月にパブリックコメント募集の流れとなっています。当法人としても国の動きを注視しつつ、会員・関係者の学習、東京の被害者の会（がじゅもりの会）等との連携を深めつつ、9 月 13 日（土）に「犯罪被害者支援を考えるシンポジウム 2025」を開催し、医療観察法に関する大きな節目の活動として取り組んでいきますので、皆様の熱いご支援・ご協力をお願いします。

特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター

住所：〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 13 丁目 1 番地 90-901

☎090-2073-0831 FAX: 011-272-7188

Gmail:s.higaisha2022@gmail.com

NPO 法人会員・会費申込のご案内

(1) 会員の種類

- ①正会員：犯罪被害者又はご家族・遺族及び支援者で、法人の正社員として総会の構成員・議決権を有します。
- ②賛助会員：法人の活動に賛同し、財政的支援をする個人又は法人会員です。

(2) 会費の種類

- ①正会員：年会費 3,000 円以上
- ②賛助会員：年会費 5,000 円以上

(3) 寄付金について

- ①正会員 (3,000 円)・賛助会員 (5,000 円) の定められた年会費を超えるご協力。
- ②3,000 円未満のご協力については、会員ではなく「寄付金」として扱います。

(4) 会費の納入方法について

- ①会員・会費の登録・納入状況については、メール又は郵送宛先の添書きに表記。
例：241.4.10.3000 (2024 年正会員、4 月 10 日 3,000 円納入)。未記入は未納。
- ②入会・会費の申込は下記「申込書」をご提出願います。
- ③会費の納入は所定の郵貯「払込取扱票」(ピンク)をご利用ください。

キ リ ト リ

入会・会費申込書

申込日： 年 月 日

お名前	(イ.既存会員 ロ.新規会員) (20代 30代 40代 50代 60代 70代以上)
関係 職種	区分：イ.当事者又は家族・遺族 ロ.支援者 ハ.その他 職種：イ.一般事務 ロ.医療 ハ.介護 ニ.その他 ()
住所	〒 —
勤務先又は 所属団体 連絡先	(担当職務) 電話 () — FAX () — Eメール：
会員区分	イ.正会員 ロ.賛助会員 ハ.寄付
会費納入額	円